

産業統計部会の審議状況について(報告)
(作物統計調査の変更)

資料 1

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
1 計画の変更 【水稲に関する調査】 (1)調査箇所数の変更	○ 実測調査を行う箇所(作況標本筆)を全国で約10,000筆から約8,000筆に削減	●	●	<p>・適当と整理 (作況標本筆の筆数については、従前から、全国の収穫量(10アール当たりの収穫量(単収)と全国の作付面積の積により算定)の誤差が3万トン以内になるように設定されているが、全国の収穫量を算定する際の要素の一つである全国の作付面積は、長期的に減少。実測調査の対象となり得る、いわば「母集団」が縮小していることを踏まえ、作況標本筆のサンプルサイズを削減しようとするものであって、全国の収穫量の精度については維持されること。また、実測調査に伴う事務負担の軽減にも資するものであること)</p> <p>【委員等からの主な意見】 《第1回》 ◆衛星データなど先進技術の活用により、作況標本筆の選定過程の効率化や、筆数の更なる削減が可能ではないか。 ◆今回の筆数削減に当たり、地域別の筆数に関するデータを示してほしい。 ◆許容される誤差量について、従前から3万トンと設定されているようだが、今後、更に収穫量が減少した場合、誤差量を2.5万トン等に変更することは有り得るのか。</p> <p>《第2回》 ◆筆数の設定において、3万トン以内の誤差が、最も重視される指標なのであれば、答申案についても、それが明確になるような書きぶりが望ましい。</p>
(2)調査事項の変更	○ 実測調査で把握する事項の整理・削減(様式第13号の見直し)	●	●	<p>・適当と整理 (集計上の必須事項又は影響の大きな事項について把握を継続する一方で、行政記録情報等の活用により、実測調査で直接把握する必要性が低下した事項について削減しようとするものであり、結果精度を維持しつつ、実測調査に伴う事務負担の軽減に資するものであること)</p> <p>【委員等からの主な意見】 《第1回》 ◆「出穂期」に関しては、その後の収穫状況を判断する上で重要な情報であり、代替する行政記録情報等について説明してほしい。</p> <p>《第2回》 ◆調査事項の変更に伴い、公表されなくなる事項もあることから、変更の内容や、代替となる情報の所在など、利用者への情報提供について配慮が必要。</p>
(3)作況調査の公表の集約	○ 実測調査に基づく作況調査の公表の集約	●		<p>・適当と整理 (実測調査の進捗に合わせて、予想収穫量及び収穫量が段階的に公表され、9月25日時点以降、全国一律に、順次確度の高い集計結果の提供がなされる状況にあって、限られた地域の8月15日時点の集計を残さなければ支障が生じる状況ではないこと。また、集計に係る事務負担の軽減にも資すること)</p>
(4)公表時期の変更	○ 実態に沿った公表時期の記載の修正	●		<p>・適当と整理 (調査計画上の公表時期の記載について、その実績に合わせて修正するものであること)^(※)</p> <p>(※)作付面積及び予想収穫量を必須の情報として活用している重要案件(「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の策定)には、支障なく結果提供がなされている</p>

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
【水稲以外の作物に関する調査】 (5)調査方法の変更	○ 農業経営体に対する収穫量調査に、オンライン回答を追加	●		<p>・適当と整理 (水稲以外の作物を対象とした収穫量調査について、既に農協等の関係団体等に対してはオンライン回答を導入済であるところ、農業経営体についても、オンライン回答を導入し、回答方法の選択肢を増やすものであること)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆ 関係団体等のオンライン回答率が約1割だが、オンライン回答により得られる効率化の効果は小さくない。一定の猶予期間を設けて、原則オンライン回答にするなどの積極的な対応がなされても、よいのではないか。 ◆ 現在は、地方農政局等を経由しているが、来年、民間委託化について改めて申請が予定されていることを踏まえ、その機会に、オンラインの位置づけを整理することも必要ではないか。 ◆ 農林水産省の統計調査におけるオンラインの手法として、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)^(注)とe-surveyの役割分担を、今後整理すべきではないか。</p> <p>(注)農林水産省が所管する法令に基づく各種行政手続(申請・届出・報告)に関する一括システム</p>
【その他の変更】 (6)公表方法の変更	○ 本調査の結果公表に当たり、印刷物の作成を取りやめ	●		<p>・適当と整理 (インターネットによるデータ提供により、迅速かつ加工が容易なデータ提供がなされている現状を踏まえ、印刷物を作成するための事務負担を軽減し、限られたリソースの有効活用を図ろうとするものであること)</p>
(7)調査計画の記載の明確化	○ 実測調査の実施時期についての注書を追加	●		<p>・適当と整理 (実測調査が、現地に出向いて情報収集を行う方法により行われるものであり、天候や水稲の生育状況によっては、調査計画に定めた時期よりも前に調査を行う場合があることを、調査計画に明確にしようとするものであること)</p>
	○ 審査・集計過程における行政記録情報等の活用についての記載を追加	●	●	<p>・適当と整理 (従前から、作付面積調査や収穫量調査の結果精度向上のため、審査や集計の過程において行政記録情報等が活用されている実態を踏まえ、調査計画等において、その明確化を図るものであること)</p>
2 過去の答申 ^(※) における「今後の課題」への対応状況 (※)平成28年11月18日	○ 水稲以外の作物について、主産県調査実施時における全国値の推計方法の検証	●		<p>・適当と整理 (現行の推計方法(主産県調査から得られる最新の増減率を用いる。)と別の推計方法(直近2回の全国調査から得られる非主産県自身の増減率を用いる。)の比較検証を行った結果、二つの推計方法に著しい差が見られず、最新の増減率が利用できるという優位性から、現行の推計方法を引き続き用いるものであること)</p>

※部会日程

- ・第1回(第117回産業統計部会):令和5年12月25日(月)に開催
- ・第2回(第118回産業統計部会):令和6年1月19日(金)に開催